岩 労 発 雇 均 0910 第 1 号 令 和 2 年 9 月 10 日

各位

岩手労働局長

「雇用を守るための支援」の更なる拡充の延長等について

日頃より、労働行政の推進にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。 さて、令和2年7月15日付け岩労発雇均第1号「「雇用を守るための支援」 の更なる拡充について」により貴団体に対しまして、周知啓発のご協力をお願 いしたところですが、今般、その支援について対象期間の延長等がなされたと ころです。

つきましては、徐々に経済活動が再開される中においても依然として厳しい 状況にある事業主の方々に、こうした支援策を最大限ご活用いただき、労働者 の雇用の維持等が引き続き図られますよう、周知啓発に更なるご尽力をお願い いたします。

なお、延長等がなされた主な「雇用を守るための支援」について、別紙のとおり取りまとめましたので、周知啓発における参考としていただければ幸いです。また、雇用を守るための支援の最新情報につきましては、厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kurashiyashigoto.html) をご参照いただきますよう併せてお願いいたします。

【担当】

雇用環境・均等室 菊池勝雄

電話:019-604-3010

### 延長等がなされた主な「雇用を守るための支援」の概要

岩手労働局

### ●雇用調整助成金(別添1)

〇概 要

特例措置を延長

令和2年12月末日まで (従前は9月末日まで)

- ※「特例措置」とは、助成率(解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業 10/10 など)及び日額上限(15,000円)などです。
- O問い合わせ先

岩手労働局職業対策課分室 電話:019-606-3285

- ●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(別添2)
  - 〇概 要

「支援金等対象期間」を延長

令和2年12月末日まで(従前は9月末日まで)

〇問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話:0120-221-276

- ●新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金(別添3)
  - 〇概 要

「対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限」を延長

令和2年12月末日まで(従前は9月末日まで)

- ※「対象となる休暇の取得期限」(令和3年1月末日)及び「申請期限」(令和3年2月末日)に変 更はありません。
- 〇問い合わせ先

岩手労働局雇用環境・均等室 電話:019-604-3010

- ●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金(別添4)
  - 〇概 要

「対象となる休暇取得の期限」を延長

令和2年12月末日まで(従前は9月末日まで)

〇問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

電話:0120-60-3999

# 新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の 特例措置の拡大について /- 12月末日

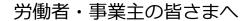
新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4月1日から9月30日までを <u>緊急対応期間</u>と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる 特例措置を実施いたします。 12月末日

(緊急対応期間を<del>9月30百</del>まで延長しました)

12月末日

特例以外の場合の 雇用調整助成金	4月1日から <del>9月30日</del> までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施			
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)			
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 ( <b>1か月 5 %以上減少</b> )			
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1創設))			
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10 (中小) 、3/4 (大企業)			
日額上限額 8,370円	日額上限額 1 <mark>5,000円</mark>			
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日 <b>~6月30日</b> ) <b>5月19日~は提出不要</b>			
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃			
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃			
支給限度日数 1 年100日、3 年150日	同左 <b>十上記対象期間</b>			
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和			
休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40(中小)、1/30(大企業)			
残業相殺	残業相殺を停止			
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業) 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 10/10 (中小)、3/4 (大企業) 加算額 2,400円 (中小)、1,800円 (大企業)			
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 <b>1ヶ月以上</b> 1年以内			

※赤字は特例による拡大措置



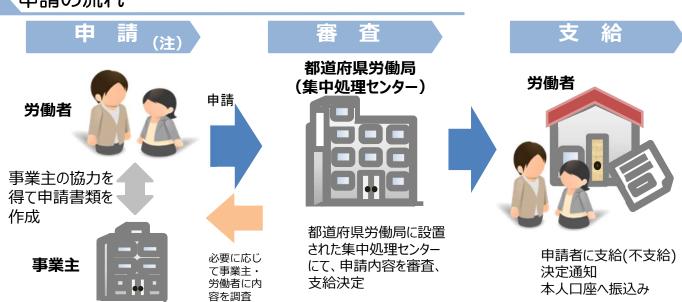
# 型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご

# 制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限11,000 円)を、休業実績に応じて支給しまで12月末日

- ① 令和2年4月1日から<del>9月30日</del>までの間に、事業主の指示により休業した 中小事業主の労働者
- その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方
  - ※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

# 申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所の 分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を
- 求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求すること があります。また、事業主や代理人、社会保険労務士が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額 の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

# お問い合わせは

- ■給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html
- ■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 / 土日祝 8:30~17:15



厚生労働省・都道府県労働局

### ∖事業主の皆さまへ/

# 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください

#### ▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

**1**~**3**の全ての条件を満たす事業主が対象です。

### 12月末日

- ✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に
- ① <u>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として</u>、医師または助産師の指導により、 休業が必要とされた<u>妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度</u>(年次有給休暇を除き、 年次有給休暇の賃金相当額の<u>6割以上</u>が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて <u>労働者に周知</u>した事業主であって、
- ✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に(※)
- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主 (※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

### ▶▶助成内容

対象労働者1人当たり <u>有給休暇計5日以上20日未満:25万円</u> \*1事業所当たり20人まで 以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)

#### ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

- \*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- \*事業所単位ごとの申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、 妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。



支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_11686.html



#### 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に

**本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口**を設置しています

受付時間8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)



相談・申請窓口URL:https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index 00004.html

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香 川	087-811-8924
青 森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京 都	075-241-0504	愛 媛	089-935-5222
岩 手	019-604-3010	新 潟	025-288-3511	大 阪	06-6941-4630	高 知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵 庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋 田	018-862-6684	石 川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山 形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長 崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山 梨	055-225-2851	鳥 取	0857-29-1701	熊 本	096-352-3865
茨 城	029-277-8294	長 野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大 分	097-532-4025
栃 木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静 岡	054-254-6320	広 島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖 縄	098-868-4403
千 葉	043-306-1860	三 重	059-261-2978	徳 島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。 また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



# 新型コロナウイルス感染症による

別添4

別紙1

# 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります! \*詳細は裏面をご参照ください

4月1日以降取得した休暇分については**日額上限額を15,000円**に引き上げました! (2月27日から3月31日までの休暇分については日額上限額は8,330円)

※既に申請や支給済の場合、追加の給付を順次行いますので、再度の申請は必要ありません。

事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休 → の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

助成内容: 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額\*×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。 ※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円(4月1日以降に取得した休暇は15,000円)を上限とする)

申請期間:令和2年12月28日までです。

- \*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- \*事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な 限りまとめて申請をお願いします。
- ①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。(印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい)
- \* https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_00002.html
- ②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル(コールセンター)まで

(フリーダイヤル) **0120-60-3999** 受付時間:9:00~21:00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**(厚生労働省の委託事業者)

に郵送(配達記録が残るもの)してください。(本社などの所在地により以下の4つに分かれます)

- ・<u>関東地区</u> (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川) 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル 9F
- ・東北、関西、四国、中国地区 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)
  〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル 4階
- ・<u>北陸、中部、九州・沖縄地区</u>(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、 佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄) 〒135-0042 東京都江東区木場2-7-23 第一びる 1F
- 北海道地区

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援

検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

### ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

#### 「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。 なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

### 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)
  - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、 各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ·幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、 子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

### ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある(※)子ども

- (ア) **新型コロナウイルスに感染した**子ども
- (イ) 新型コロナウィルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する リスクの高い基礎疾患などを有する子ども
- ※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

### ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が 対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

# ④対象となる有給の休暇の範囲

### 日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

- 「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - ・学校:授業日 ※日曜日や夏休み(夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの)などは対象外
  - ・その他の施設(放課後児童クラブなど):本来施設が利用可能な日
- 「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。
  - ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

### 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

·対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

## 就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備** されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

# 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、 同意を得ていただくことが必要です。

# 労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。 助成金の支給上限である8,330円(4月1日以降に取得した休暇は15,000円)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。